

令和元年度 第2回全国健康保険協会静岡支部評議会
健康づくり事業推進部会議事録

開催日時：令和元年9月5日（木）10：00～12：00

開催場所：全国健康保険協会静岡支部会議室

出席者：【評議員】足立評議員、岡村評議員、新野評議員、竹田評議員、
藤本評議員、牧田評議員、森藤評議員、山本評議員
（五十音順）

【委員】久保田委員、山野委員

- 議 事：1. 特定健診・特定保健指導の取組状況
2. 令和元年度保健事業計画
3. 健康経営優良法人認定2020に向けて

1. 特定健診・特定保健指導等の取組状況
・保健グループより説明

〈議長〉特定保健指導該当者の年次推移の増減が大きくグラフが山型なのは珍しいと思うが、これは全国的な傾向か。

〈事務局〉特定健診の受診者の年次推移のグラフが山型になっているので、これに沿って山型になっています。

〈評議員〉以前は、被扶養者も加入者と同じ項目で健診が受けられていたため、事業所で行う健診に被扶養者を受け入れることができた。被扶養者の健診のルールが変わったのは何か理由があったのか。

〈事務局〉以前の健診は老人保健法に基づき実施されており、基本的に居住地の市町で健診を行っていました。平成20年度から加入している保険者が健診を行うよう制度改正がありました。被扶養配偶者が加入者と同じ健診を受けられるような取り組みをした時期もありましたが、受診率が4%程度で大変低かったため、現在の健診項目の流れになりました。ただ、加入者と同様の健診が受けられるようにしてほしいといった声はいただいています。実際、船員保険は被扶養者も同じ項目の健診が受けられるようになってきています。

〈評議員〉事業者健診データの取得率が前年と比べて低いのは何か理由があるか。

〈事務局〉掲載データは、年度末までの取得分として掲載しています。請求内容エラー等で年度末までに登録が終えられなかった分が一部あり、後日本部より正式な数値が発表される予定です。

〈委員〉動機づけ支援対象者が増えた理由に、65歳以上の特定保健指導利用者が増えてきたという報告があったが、40歳以上の若い世代の実施状況はどのようなになっているか。

〈事務局〉若い方も増えてきています。適用拡大で加入者増加とともに若い世代で健診を受ける方、特に女性の受診者が増えています。女性は、メタボのリスクが少ない方が多いので動機づけ支援が増えていると考えられます。

〈委員〉滞在型特定保健指導は、若い方が参加していると報告があった。滞在型保健指導はとてもいい取り組みだと思うが、若い世代でも関心のない人には情報が流れてしまうと思うので、より力を入れられると良いと感じた。

〈評議員〉関連機関との連携で健診の受診率が上がったという報告があった。宿泊型特定保健指導も、共済会の福利厚生プログラムに組み込んでもらうよう連携をしてみたらどうか。また、健康課題を地域の観光や飲食などの産業と連携して情報提供することで効果的な周知になるのではないか。

〈評議員〉健診の受診者数については、月次の推移をみると、秋冬に多いが何か要因があるか。

〈事務局〉被保険者は特に誘導することはありませんが、被扶養者は秋から集団健診として会場を設けて実施していますので、これらが秋以降の受診者増につながっていると考えられます。

〈議長〉議題1については以上としてよろしいか。

異議なし

2. 令和元年度保健事業計画

・保健グループより説明

〈議長〉被扶養者の集団健診の実施について、婦人科検診との同時実施が好評だったということだがなぜか。また、今後拡大していくのか。

(事務局) 被扶養者は女性が大半なので、女性限定の方が申し込みは多くなっています。今後は各市町との連携を拡大していきたいと考えています。

(委員) 世界お茶まつりでの健診を実施することだが、特定健診に関心を持てるよう、一般の来場者向けに肌年齢測定等実施してはいかがか。

(事務局) 健診は、プライバシー保護、建物上の管理等の理由で、世界お茶まつりとは別のフロアでの実施となり、事前申し込みのある健診受診者以外は健診会場に入ることができません。そのため、今回は実施できません。

〈議長〉議題 2 については以上としてよろしいか。

異議なし

3. 健康経営優良法人認定 2020 に向けて 企画総務グループより説明。

〈評議員〉協会けんぽとしては、健診や保健指導、そして健康経営の推進と、加入者への取り組みを実施されているが、個別の相談を受けている中で、正規雇用と同等の労働をしているにも関わらず、そもそも社会保険に加入できていない事例が多くある。社会保険に適用されるべき方が、しっかり加入した上で各種事業が実施されるべきと考えるが、社会保険の加入状況が適正かを判断する調査等の実態はいかがか。

(事務局) 社会保険への適用については、年金機構が担っており、また加入状況が適正かどうかを判断する調査も年金機構が行っています。

〈評議員〉週刊誌などで取り上げられているが、これから外国籍の労働者の雇用が増えていく中で、社会保険の適用が進んでいくのか、また健康保険が悪用されないか心配である。

(事務局) 外国籍の加入者による健康保険の不正利用については、実際には扶養実態がない母国居住の家族を被扶養者とし、母国での受療分を請求する事例がこれまで多く見られました。そのため法改正により、外国籍の被保険者の方で海外に住む家族に関しては、被扶養者として認定しないなど適正な加入が図られるよう制度の改正が進められています。

〈評議員〉そもそも、本来一体となっていた社会保険の手続きを、年金と健康保険との組織で分かれたため、手続きが分かりにくくなった。年金機構と、健康保険の手続きをワンストップで対応できる窓口等はできないか。

(事務局) 組織が別々になった背景もあり、組織間の課題となると、支部単位で対応できることも限られるが、年金機構との情報共有については、努力しています。手続きについては、広報等を通じ分かりやすいようご案内をしていきます。

〈議長〉ワンストップの事例としては、高齢者に向けた地域包括支援センターなどにおいてワンストップ窓口を実施している例もある。これからは、こういった窓口の検討も必要かもしれない。

〈評議員〉事業所でも、受診率を上げる取り組みも大切だが、結果がどうなったかにも着目している。毎年同じ人が指導を受け、同じことを言われるという結果がある。事業所としての働き掛けも必要だが、個人の努力、個人の対策も必要である。宿泊型保健指導は参加人数が少ないということだったが、目的がわかりやすく、体重の変化など結果が出ている。この結果を示し実施計画を立ててはどうか。

(事務局) 宿泊型保健指導は協会としても是非続けたいですが、費用対効果の面で難しいため、今後は県と連携しながら、国保や健保組合との共同実施を検討していきたいと思います。

〈評議員〉効果が出ているので、民間企業との連携を考えながら進めると良いのではないかと。

〈評議員〉健康経営に積極的に取り組む企業の健診受診率がいいという結果は、健康経営の取り組む誘因になると思うが、広報等に活用していく予定はいかにか。

(事務局) 健康宣言未提出の事業所には順次案内をしておりますが、ご指摘のとおり、健康経営に積極的に取り組むことで受診率が高くなるという結果は、事業所への訴求に重要なポイントであり、是非チラシ等に盛り込んでいきたいと思えます。

(委員) 優良法人の認定をするための項目に、環境整備は入っているか。海外では、自転車置き場やシャワールームの設置、椅子を廃止し、デスクワークを立って行うなど健康づくりに関して、会社主導の体制整備が進んでいる。

(事務局) 優良法人認定基準においては、禁煙に関する事項のみとなっています。禁煙に関しては、改正健康増進法の中で物理的な環境整備が求められているという法制度上の流れもあります。認定基準の項目では、就業規則の中に指定の項目を入れるという事業所が多くなっています。

(委員) 健康経営を進める中で、社員の取り組みをいかに自然に誘導できるかがカギを握ると思う。そこで、健康経営に取り組む事業所で、労働環境に関して効果的な環境整備を行っている事例を知りたい。

(事務局) 事業所でも喫煙所を意図的に遠くに設営するなどの事例が出てきており、有効だったとの報告がされています。以前作成した健康経営好事例集の改訂を計画しているので情報収集をして事業所に配布していく予定です。

〈議長〉 議題 3 については以上としてよろしいか。

異議なし

以上